安全保障理事会決議 2109 (2013)

2013年7月11日、安全保障理事会第6998回会合にて採択

安全保障理事会は、

安保理の従前の決議 1996 (2011)、2046 (2012) および 2057 (2012) を想起し、

南スーダン共和国の主権、独立、領土保全および国民の統一に対する安保理の強い公約を再確認し、

南スーダン共和国政府による政府機関および国民立法議会の設置を歓迎し、また国民選挙法、政党法並びにエネルギーおよび鉱業法を含む、国内法令の制定を更に歓迎し、

公的財政管理および説明責任法、石油業法、および銀行法並びに政治的腐敗と闘うサルバ・キール大統領の計画に留意し、また政治的腐敗に対処するため更なる措置を講じる南スーダン共和国政府の必要性を強調し、

南スーダンが、平和、安全および安定してスーダンと隣り合って経済的に繁栄した国になるのを確か めることについて真剣に取り組み、

比較優位に基づいた UNMISS と国際連合国別現地チームとの間の役割、責任および協力についての明確さを求めている、南スーダン共和国における一貫した国際連合活動の必要性を強調し、そしてダルフールにおけるアフリカ連合・国際連合合同ミッション、国際連合アビエイ暫定治安部隊(UNISFA)および国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション(MUNUSCO)を含む、同地域の他の関連する行為主体との協力の必要性に留意し、

国の主体的取組、結果の達成および相互責任に基づく効果的な機関構築を目的とした国の戦略を実施するため、国際連合、開発機関、二国間協力機関および他の関連する行為主体、地域的や準地域的機関並びに国際的な金融機関間のより強力で十分に定義された協力関係を案出することの必要性を強調し、

紛争と暴力の増加した発生および文民に対するその効果、とりわけ相当な数の文民の殺害および移送を含む、ジョングレイの一部において治安と人道的状況に示された悪化を憂慮し、そして治安状況を安定させまた文民の保護を確保する文脈における市民社会との持続的な協力と対話の重要性に留意し、

武装集団および国の治安機関による、とりわけジョングレイ州の地区における、特に恣意的な逮捕と 拘禁、拷問および裁判外の殺人の発生並びに財産の略奪を含む、継続している人権侵害並びに責任を有 する者の責任を問う当局の力がないことに深刻な懸念を表明し、

国の主体的取組および国の責任が持続可能な平和を確立することにとって重要であることまた国の優先事項と紛争後の平和構築のための戦略を特定することにおける国家当局の主要な責任を確認した 2011 年 2 月 11 日と 2012 年 12 月 20 日の議長声明を想起し、

国家が文民を保護すること並びに関連する国際法によって規定されているように自国領域内と自国の管轄権に従っているあらゆる個人の人権を尊重しそして確保する主要な責任を負っていることを認識し、武力紛争の当事者が文民の保護を確保するためあらゆる実行可能な措置を講じる主要な責任を負っていることを再確認し、武力紛争の当事者に対し、文民の基本的必要性を満たすことを促しそして文民に対する国際法のあらゆる違反、とりわけ文民を計画的に標的とすること、無差別または過剰な攻撃そして性的やジェンダーに基づく暴力を非難した 2013 年 2 月 12 日の議長声明を想起し、

政治的、治安、開発、人権および法の支配の活動間の一貫性を強化し、紛争の根本的な原因に対処する平和定着に対する包括的、統合されたそして優先順位に従った対処方法の必要性を強調しそして安全と開発は密接に結びつけられまた相互に強化し合いそして持続可能な平和を得るために重要であることを強調し、

国内紛争および共同体間の暴力、スーダンの南コルドファン州とブルー・ナイル州の紛争およびスーダン/南スーダン国境地域に沿った不安感を原因とする南スーダンにおける、大規模な個人の移送および 広範囲な食料不安を含む、悪化しつつある人道状況に深い懸念を表明し、

特定地域における UNMISS の移動に置かれた制限について深い懸念を表明し、そして SPLA による 国際連合ヘリコプターの 2012 年 12 月の撃墜と陸上の輸送部隊の 2013 年 4 月の攻撃を含む、国際連合

要員および施設に対するあらゆる攻撃、それは 17 名の要員の死と他の負傷者をもたらした攻撃、を非難し、また南スーダン政府に対し、迅速且つ徹底したやり方でのその捜査を完了しそして実行者を訴追することを求め、

紛争後の平和構築に関する従前の声明を想起し、平和構築の決定的な部門としての機関構築の重要性を強調し、そして政治的な紛争を平和的に管理することを含む、中心的な政府機能を提供することを、 紛争から抜け出しつつあるまたこの過程の国の主体的取組を確保するため既存の国の能力を活用しつ つある諸国に、可能にするためのより効果的でまた一貫した国内および国際的な対応を強調し、

平和を定着させそして暴力への回帰を予防する、南スーダン政府の主要な責任を想起しそして国際的な協力機関と密接に協議して、国家当局を支援し、そしてその結果中心的な政府機能の設立、基本的な役務の提供、法の支配の確立、人権尊重、天然資源の管理、治安改革の策定、若者の失業への取組および経済の再活力化を含む国の平和構築優先事項と計画を支援する効果的な戦略の実施に関して国の当局とのその協力関係を更に策定する、国際連合の最も重要な役割を強調し、

持続可能な開発と平和のための基礎を敷設するため平和構築努力を支援することの重要性を認識し、 そして、この文脈において、そのような平和構築努力についての厳しい節約予算の現行の影響について 深刻な懸念をもって留意し、またその一方で、歳入と支出を均衡させるため南スーダン政府により講じ られた措置に留意し、そして南スーダンの経済において石油歳入が果たすことのできる重要な役割を強 調し、

国の能力開発に役立つ、特に発展途上国からの女性と専門家の幅広く且つ層の厚い利用可能な文民専門家の待機の必要性を認識し、そして加盟国、国際連合および他の協力機関に対し、関連する専門知識が南スーダン共和国の政府と国民の平和構築の必要性を支援するために動員されることを確保するため協力と調整を強化することを奨励し、

子どもと武力紛争に関する安保理決議 1612 (2005)、1882 (2009)、1998 (2011) および 2068 (2012) 並びに 2009 年 4 月 29 日 (S/PRST/2009/9)、2010 年 6 月 16 日 (S/PRST/2010/10) および 2013 年 6 月 17 日 (S/PRST/2013/8) の議長声明を想起し、そして 2007 年 8 月 29 日付 (S/2007/520)、2009 年 2 月 10 日 (S/2009/84)、および 2011 年 7 月 5 日 (S/2011/413) のスーダンにおける子どもと武力紛争

武力紛争下の文民の保護に関する安保理決議 1265 (1999)、1296 (2000)、1674 (2006) および 1894 (2009) 並びに人道支援および国際連合要員の保護に関する 1502 (2003) を再確認し、

女性、平和および安全に関する安保理決議 1325 (2000)、1820 (2008)、1888 (2009)、1889 (2009)、1960 (2010) および 2106 (2013) を再確認しまた紛争の予防と解決並びに平和構築において最も重要な役割が与えられる和平過程のあらゆる段階に女性の完全、平等そして効果的な参加の必要性をくり返し表明し、社会回復の構造を再構築することにおいて女性が果たし得る重要な役割を再確認しまた女性の観点と必要性を考慮するため紛争後の戦略の策定と実施に女性が関与する必要性を強調し、

ニュー・ホライズン報告書、地球規模の現地支援戦略および文民能力再検討を含む、現行の国際連合 平和維持活動改革計画に沿った、他の活動からの最良の慣行、過去の経験および経験から学んだこと、 特に部隊および警察要員提供諸国によるもの、を利用することの重要性を認識し、

アビエイ地区の行政と治安に関する暫定取極についてのスーダン政府とスーダン人民解放運動との間の 2011 年 6 月 20 日協定、国境の安全と合同政治治安メカニズムに関するスーダン政府と南スーダン政府との間の 2011 年 6 月 29 日協定、スーダン政府と南スーダン政府との間の国境監視支援団に関する 2011 年 7 月 30 日協定、不可侵に関する 2012 年 2 月 10 日の了解覚書、スーダン共和国と南スーダン共和国間の 2012 年 9 月 27 日のアジス・アベバ合意、合同政治治安メカニズムについての 2013 年 3 月 8 日決定および 2013 年 3 月 12 日に採択された実施マトリックスにおいてスーダン政府と南スーダン政府によりなされた誓約を想起し、

スーダンと南スーダンとの間の国境を越えた暴力のくり返される事件を非難し、そしてスーダンとの南スーダン国境地区における緊張と不安定の状態を防止することと包括的和平合意の未解決の問題は、治安状況に悪く影響してきたことを認識し、またその一方で、決議 2046 の採択後国境地域における暴力が減ってきたことにも留意し、

南スーダンが直面している状況は、同地域における国際の平和および安全に対する脅威を構成し続けていることを認定し、

国際連合第7章にもとづいて行動して、

- 1. 決議 1996 (2011) の第3項に規定された、国際連合南スーダン共和国使節団 (UNMISS) の職務権限を 2014 年7月 15 日まで延長することを決定する。
- 2. 事務総長に対し、彼の特別代表を通して、人間性、普遍性、中立性および独立を含む、人道援助の国際連合指導原則を尊重する一方で、統合された UNMISS の作戦を指示し、南スーダン共和国における国際連合システムの全ての活動を調整し、そして南スーダン共和国における安定した平和に対する一貫した国際的対処方法を支援することを要請する。
- 3. 文民保護と改善された治安環境の達成に関する決議 1996 (2011) における UNMISS の負託された任務の優先事項に留意し、UNMISS に対し、その資産をそれに応じて展開することを促し、またこの地区における能力構築努力に適切な注意を集中する UNMISS の必要性を強調し、文民保護戦略と早期警戒並びに早期対応戦略の策定を歓迎し、UNMISS に対しそれらを実施することを奨励しそして事務総長に対しこれらの戦略を実施することにおいてなされた進展を安保理への彼の報告書に含めることを要請する。
- 4. 決議 1996 (2011) の第3項(b)(v)において規定された UNMISS の文民保護任務は、差し迫った身体的暴力、そのような暴力の原因にかかわりなく、のもとにある文民を保護するため必要な行動を取ることを含んでいることを強調する。
- 5. UNMISS が、危険が高い不安定な地区と保護に関連する要求に集中するためにその軍事および 資産の展開を地理的に設定し直すという事務総長の意図を歓迎し、UNMISS に対し、この取組を促進 することを奨励し、この点でジョングレイン州の一部において現在悪化しつつある治安状況について安 保理の懸念を表明し、そして事務総長に対し、そのような取組について安保理への彼の報告書で報告す ることを要請する。

- 6. 同活動の危機管理活動に沿ったその職務権限の一部としての紛争の平和的解決を支援する同活動の取組の重要性を強調する。
- 7. その市民の保護についてより大きな責任を取るという南スーダン共和国政府への安保理の呼びかけをくり返し表明しそしてこの点で UNMISS とのより大きな協力を奨励する。
- 8. UNMISS が、その能力の範囲内でまたその部隊が展開している地区内で、決議 1996 (2011)、第 3 項(b)(iv)、3 項(b)(v)および 3 項(b)(vi)に規定されたその保護任務を実行するため、あらゆる必要な措置を用いることを認める。
- 9. 決議 2024 に定めた国際連合アビエイ暫定治安部隊 (UNISFA) と合同国境検証監視メカニズム (JBVMM) の役割を想起し、そしてこれら UNISFA と JBVMM の任務が、2057 の第 6 項の要請に適合する当事国により実施に移されてきたことに留意する。
- 10. 南スーダン共和国政府および全ての関連する当事者が、とりわけ南スーダン共和国の全土を通しての国際連合要員並びに関連要員の安全と無制限の移動の自由を保証することによる、UNMISS の展開、活動および監視、検証並びに報告任務に十分に協力することを要求し、更に同政府が UNMISS の移動に制限を設けることを慎むことを要求し、そしてこれに関連して SPLA による国際連合ヘリコプターの 2012 年 12 月の撃墜を含む UNMISS 部隊と職員に対する全ての攻撃を強く非難し、これらの攻撃に関する迅速且つ徹底した捜査を求めそしてそのような攻撃の再発または実行者に対する刑事責任の免除がないことを要求する。
- 11. 同国全土を通じた啓蒙活動キャンペーンを実施する UNMISS 計画を歓迎し、そして既存の能力の範囲内の使節団に対し、効果的な一般情報伝達戦略を策定することおよび使節団の職務権限の理解を改善するため、地方のコミュニティとのその情報伝達を、コミュニティ連絡アシスタントや翻訳者の利用を含めて、更に策定することを奨励する。
- 12. 全ての加盟国に対し、全ての要員並びに UNMISS の排他的また公的使用のための、車両と予備 部品を含む、装備、提供品、供給品および他の品物の南スーダン共和国へのまた同国からの自由な、妨害のないそして速やかな移動を確保することを求める。

- 13. 全ての当事者に対し、困っている全ての者への、とりわけ国内避難民と難民への、救援要員の十分な、安全なそして妨害のないアクセスと人道援助の提供を、国際法の関連する規定に従って、許可することを求める。
- 14. 全ての当事者が、南スーダンにおける一般住民に対するあらゆる形態の暴力および人権違反並びに侵害、とりわけレイプおよび性的暴力の他の形態を含むジェンダーに基づく暴力並びに子どもの勧誘と使用、殺害と傷害、拉致および学校並びに病院に対する攻撃のような適用可能な国際法に違反した子どもに対するあらゆる違反と侵害を直ちに止めることを要求しそして決議 1960 に従って性的暴力と闘う具体的で期限付きの誓約を求める。
- 15. 人権侵害および虐待の申立を調査する事実調査団の南スーダン政府の設立を歓迎しそして同政府に対し透明な過程を通して彼らを調査しまた実行者の責任を問うことを求める。
- 16. 人権の適切な評価政策の推敲に留意し、UNMISS に対し、その完全な実施を続けることを奨励 しそして事務総長に対し、安保理に対する彼の報告書にその政策の実施においてなされた進展を含める ことを要請する。
- 17. 子ども兵士の動員解除についてなされた進展と SPLA から全ての子どもを解放する約束を再確認しつつ2012年3月12日の南スーダン政府による子どもの勧誘を終わらせるための行動計画の署名を歓迎し、行動計画を実施する南スーダン政府によりとられた措置を認識し、この行動計画の更なる実施を求め、UNMISS に対し、これに関連して南スーダン共和国政府に助言しそして支援することを要請し、事務総長に対し、南スーダン共和国における国際連合制度の活動において UNMISS 内の子ども保護アドバイザーの継続的展開を通したものを含む、子どもの保護を強化しそして子どもの状況の継続的監視と報告を確保することを更に要請し、また 2011 年9月に設立された監視と報告制度に関する国際連合国別作業部会の活動を歓迎する。
- 18. 閣僚会議が、九つの国際人権文書と選択議定書への加入を承認したことを認識しそして南スーダン共和国政府に対し、女性および子ども、難民並びに無国籍者に関するものを含む、他の主要な国際人権条約を批准しそして実施することを奨励し、また UNMISS、国際連合人権高等弁務官事務所および

他の関連する国際連合関係者に対し、これに関連して南スーダン共和国政府に助言しそして支援することを要請する。

- 19. UNMISS の人権職員の一人を国外追放するために政府によりとられた行動に深い懸念を表明し、政府に対し、この決定を取り消すことを促し、そして政府に対し、人権の促進と保護に関係する問題と UNMISS 要員の安全の確保について UNMISS との協力を強化するその最近の約束に従って行動することを促す。
- 20. とりわけレイク、ユニティ、ワラブの三州地区においてまたジョングレインと西バハル・アル・ガザール州において増加する暴力と、多数の生命の損失、女性と子どもの拉致事件並びに数万の文民の移送が生じていることに深い懸念を表明し、またこれに関連して、南スーダンにおける共同社会間の暴力の根本的な原因に対処する必要性を強調する。
- 21. 南スーダン共和国政府に対し、CPA の未解決の問題と独立後の取極に女性の参加を向上させまた女性の指導力を促進すること、南スーダンの憲法の改正において女性の適切な代表を確保すること、女性の組織を支援することおよび平等に参加する女性の能力について否定的な社会の態度に対処することによるものを含む、あらゆるレベルでの公的な意思決定に南スーダン女性の関与を高めるための措置を講じることを求める。
- 22. 南スーダン当局に対し、刑事責任の免除と戦うことおよび違法な武装集団または南スーダン共和国治安部隊の一部により犯されたものを含む、人権と国際人道法違反のあらゆる実行者の責任を問うこと並びに性的暴力の全ての犠牲者、とりわけ女性と少女が、法の下で平等な保護と司法に対する平等な利用権を有することを確保することを求める。
- 23. 南スーダン共和国政府に対し、長期にわたる、恣意的な拘禁を終わらせそして国際的な協力機関の助言およびそれらからの技術的援助並びにそれらと協力して、安全で人道的な刑務所制度を確立することを求め、これに関連して南スーダン共和国政府に対し、この目標の実現にむけた UNMISS とのより強力な協力を拡大することを促し、また UNMISS に対し、他の国際連合関係者と共に、これに関連して南スーダン共和国政府に助言しまた支援することを要請する。

- 24. 南スーダン共和国政府に対し、一貫したやり方で効果的な国の武装解除、動員解除および社会復帰 (DDR) 計画を促進するため、女性と子ども兵士のためのものを含む、DDR 戦略を改良しそして十分に実施することを求め、そして UNMISS に対し、南スーダン政府と共にまた関連する全ての国際連合関係者並びに DDR 過程を支援する他の国際的な協力機関と調整して、緊密に活動し続けることを要請する。
- 25. UNMISS に対し、南スーダン共和国政府と調整しそして文民の保護を改善しまた南スーダン共和国内の神の抵抗軍 (LRA) による攻撃に照らして、武装解除、動員解除および社会復帰努力を支援するため地域的な調整と情報手続に参加することを求めまた事務総長に対し、彼の4か月毎の UNMISS報告書に、協力の概要と UNMISS、ダルフールにおけるアフリカ連合・国際連合合同ミッション (UNAMID)、国際連合コンゴ民主共和国安定化ミッション (MONUSCO) および LRA の脅威に対処することにおける地域的と国際的な協力機関との間の共有している情報を含めることを要請する。
- 26. ミッション間の協力を確保するため必要な措置を講じることを事務総長に認め、また決議 1996 (2011) の第1項に規定された全体的な部隊上限の範囲内で、部隊提供諸国との協定に従ってまたこれらの国際連合ミッションの職務権限の遂行を害することなしに、他のミッションからの部隊、軍事的支援およびマルチプライヤーの適切な移転を認める。
- 27. 合意された水準まで軍および警察派遣部隊の作戦能力を引き上げるためのより大きな努力の必要性に留意する。
- 28. UNMISS 平和維持要員に影響している困難な生活条件の重要性を認識し、この状況に対処する ため取られてきた行動に留意し、そして事務総長に対し、この状況を矯正するためまた UNMISS がそ の任務の実施をより可能とするため彼に利用可能な措置を講じることを続けるよう促す。
- 29. UNMISS の職務権限の平和構築任務を実施することの重要性を強調し、事務総長の最近の報告書において示された平和構築で提供可能な優先事項並びにこれらの分野での国際連合平和構築基金の支援に留意しそして事務総長に対し、国の優先事項に一致してまたこれらの分野における進展を監視するための共通の枠組の策定に貢献することを目的として、特に治安部門改革、警察組織開発、法の支配と司法部門支援、人権能力構築、早期復興、国家構築と開発の主要な問題に関連する国の政策の公式化、

および開発のための条件を確立することという具体的な平和構築任務を支援する国際連合制度の進展 について彼の定期報告書を通して安保理に最新情報を提供し続けることを要請しそして取組の重複を 避けるため派遣団と GRSS、UNCT および援助団体のコミュニティの間の緊密また十分な協力の恩恵を 強調する。

- 30. 文民政府の拡大を支援する UNMISS と国際連合国別現地チームのそれぞれの比較優位の合同再検討を行う事務総長の意図を歓迎し、事務総長に対し、2014 年 3 月に期限が来る彼の定期的な報告書にこの再検討の調査結果について報告することを要請し、そして UNMISS の職務権限の最も効果的で且つ効率的な実施を確保するためにこれらの調査結果を審議することを期待する。
- 31. 事務総長に対し、部隊および警察要員提供諸国との協議の状態を含む全てのミッションの一部の展開並びに主要な支援の展開の予想期限およびミッションの社会資本の建設並びにミッションの展開に関するその影響について安保理に報告し続けることを要請し、そして、事務総長に対し、ミッションの人員配置の実施の予想期限について安保理に報告することを更に要請する。
- 32. 事務総長により彼の報告書(S/2012/486)において示された達成条件を改訂しそして更新するため南スーダン共和国と行われている UNMISS の議論に留意し、そして彼が、彼の定期報告中に進展について定期的に安保理に報告することを要請する。
- 33. 派遣団の機動性における戦略的格差および UNMISS のための航空能力と軍事へリコプターと河川利用能力を含む他の機動的資産に対する決定的な必要性が継続していることに懸念をもって留意し、加盟国に対し、派遣団に対する航空部隊を提供するその努力を倍加することを求め、そして事務総長に対し、彼の定期報告書に兵力を増強するための活動に関する情報とこの決定的な軍事格差を埋め合わせることのできる他の戦略について含めることを要請する。
- 34. UNMISS 要員の安全について安保理の懸念を強調し、用心深い安全手順を改良することを策定し、実行しそして継続する派遣団指導者の公約を歓迎し、民間へリコプターのための航空安全手順を含む、その首尾一貫したそして効果的な適用の重要性を強調し、その職務権限を完遂するためのあらゆる適切な能力と資源を有する派遣団の必要性を強調し、そして派遣団の文民保護の職務権限任務に対する機動性、調査、監視、早期警戒および迅速反応能力並びに全ての紛争の影響を受けた地区への妨害のな

いアクセスの決定的な重要性を強調する。

- 35. 南スーダン共和国政府との部隊の地位協定の成立を歓迎し、事務総長報告書において彼により記述された部隊の地位協定の重大な違反に憂慮し、そして受け入れ国政府に対し、これに関連してその義務を遵守することを求める。
- 36. 国際的な援助が、南スーダン開発計画を含む、国の優先事項と一致しそして具体的な平和構築の必要性と南スーダン共和国の優先事項を反映している優先的な支援を提供できることを確保するため南スーダン共和国政府と緊密に活動する、国際連合、国際金融機関および二国間と多数国間の協力機関の必要性を強調し、取組の重複を避けそして比較優位を持っているものがその優位に従って仕事を課されることを確保するため当事者間の緊密なまた十分な協力の恩恵を強調し、そして事務総長特別代表に対し、関連した国際的な援助手続と過程において国際連合制度を代表し続けることを要請する。
- 37. 事務総長に対し、紛争後における文民能力に関する上級顧問グループの独立報告書から、南スーダン共和国において実施されることができる着想を探ることを奨励する。
- 38. 事務総長に対し、国の能力構築のために南スーダン共和国の担当部門と使節団の適切な部門の共同配置のための最大限の機会を、とりわけ活用し、また地方の調達を活用することおよび他の方法では、UNMISS の経済に対する貢献を可能な範囲まで高めることにより早期の平和の配当を提供する機会を求めることを要請する。
- 39. 事務総長に対し、性的搾取と虐待に関する国際連合ゼロ・トレランス政策の UNMISS による完全な遵守を確保するための必要な措置を続けることおよび安保理に十分に報告することを要請し、また部隊要員提供諸国に対し、展開前の啓発訓練を含む適切な予防策を講じまた自国の要員がかかる行為に関係した場合には、全面的な説明責任を確保するため他の策を講じることを促す。
- 40. 決議 1325 (2000)、1820 (2008) および 2106 (2013) に従って安全保障理事会により負託された派遣団における適切なジェンダーの専門知識と訓練の重要性を再確認し、戦争の道具としての女性と少女に対する暴力に対処する必要性を想起し、決議 1888 (2009)、1889 (2009) 1960 (2010) および 2106 (2013) に従った女性の保護アドバイザーの任命を歓迎し、事務総長に対し、武力紛争の状況

におけるレイプを含む紛争関連性的暴力および紛争後並びに、適切な場合には、決議 1888 (2009) の 実施に関連した他の状況について監視、分析および報告の取極を成立させることを要請し、そして UNMISS 並びに南スーダン共和国政府に対し、これらの問題に積極的に対処することを奨励する。

- 41. 事務総長に対し、負託された任務を遂行する時に、HIV と共に生活している人々、HIV に影響を受けた人々および女性と少女を含む HIV に脆弱な人々の HIV 関連の必要性を考慮することを要請し、そしてこの文脈において、自発的そして秘密のカウンセリングと派遣団における検査プログラムを含む HIV 予防、治療、ケアおよび支援の、適切な場合には、結合を奨励する。
- 42. UNMISS に対し、その職務権限に一致してまたその現在の能力の範囲内で、南スーダン政府と支援を提供する意思がありまた能力のある加盟国との協議を含む、2015 年の信頼に足る国の選挙のための準備を支援する国際的取組を調整することにおいて役割を果たすことを準備することを要請し、そしてこれに関連した国家当局、UNMISS、国際連合国別現地チームおよび関連する国際的協力機関からの迅速な取組を促す。
 - 43. この問題に引き続き積極的に取り組むことを決定する。